

R 8 相俣ダム堰堤改良工事

特記仕様書

令和 8 年 3 月

**国土交通省 関東地方整備局
利根川ダム統合管理事務所**

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 条件明示チェックリスト開示の試行工事について

1. 本工事は、入札公告時に条件明示チェックリストを開示し、契約後に条件明示チェックリストにより現場条件等を受発注者間で確認する「条件明示チェックリスト開示の試行工事」である。
2. 本工事は、工事契約後、現地作業着手前の段階において、設計審査会等により、別紙ー3に示す条件明示チェックリストにて、受発注者間において工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法的手続きなどの状況を確認するものとし、確認結果は議事録等により受発注者間で共有するものとする。
なお、条件の確認にあたっては、書類の簡素化を図るため、既存資料等による開催に努め、過度な資料作成は行わないものとする。
3. 上記2. の確認の結果、条件明示内容に変更が生じ、設計変更が必要となる場合は監督職員と協議すること。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第3条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、次のに掲げる基準を満たす者を配置することとする。

1. R3相俣ダム堰堤改良工事(以下、前工事という)の入札説明書で定められた、配置予定技術者に関わる全ての要件を満足する者。なお、本工事の主任技術者等は前工事の主任技術者と兼務できるものとする。
2. 主任技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。
 - ① 1級建設機械施工技士の資格を有する者
 - ② 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。))、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者
 - ③ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ④ 本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者
3. 監理技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。
 - ① 1級建設機械施工技士の資格を有する者
 - ② 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。))、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者

③これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

第4条 主任技術者等の専任期間（余裕期間制度）

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第5条 特例監理技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第6条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点 群馬県みなかみ町相俣 1493 緯度 36° 42' 44" 経度 138° 53' 33"
終点 群馬県みなかみ町相俣 1493 緯度 36° 42' 44" 経度 138° 53' 33"

第8条 コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

本工事は、相俣ダムにおける、新放流設備工事である。

主な工種は放流設備工のコンクリート工及び導流壁工のコンクリート工、小容量放流設備操作室工のコンクリート工であり、それぞれ740m³及び1,080m³、120m³を予定している。

第9条 コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名

およびテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名	テクリス番号
R 1 相俣ダム新放流設備設計検討業務	4039110399
R 6 相俣ダム新放流設備設計等評価検討業務	4056240383
R 6 相俣ダム堰堤改良工事技術評価業務	4060185599
R 6 相俣ダム管理施設設計業務	4060099836

第 10 条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

注意 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2) 所属会社の写真とする。

第 11 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式-12）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 12 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 13 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業

- 務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
 3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
 4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
 5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第14条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第15条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第16条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第17条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

- ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
- 2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
- 3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
- 4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
- 5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第18条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第19条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第20条 契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックの試行

1. 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
2. 第三者による適正性チェックの実施は、発注者が対応するものとし、実施にあたっては、既存資料等による実施に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

第21条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第22条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条

件を設定しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設 仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工 土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎 基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体工事 本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 () □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする既設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート（有筋）	(株)フジモク	群馬県沼田市大釜町字八幡平 333-1

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

(株)フジモク：8時00分～17時00分

- 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。
 - 再資源化等が完了した年月日
 - 再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - 再資源化等に要した費用
- 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第23条 建設リサイクル法11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第24条 コンクリート副産物から再生された資源について

- コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
- 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品—検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第25条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第26条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタ

ル写真管理情報基準)に準ずるが、同条2.に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第27条 現場環境改善(快適トイレの設置)

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式(洋風)便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能
(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス
(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場
(トイレトペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第28条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事(受注者希望型)である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施(変更)計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM 実施計画書(変更含む)に基づき、本工事を実施する。

1) 工事概要

2) 整理すべき課題

3) BIM/CIM の実施内容(3次元モデルの活用内容、期待する効果等)

4) 3次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等)

5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

8) 後段階への引継事項(データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等)

9) 省人化の効果(前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等)

3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

1) BIM/CIM 実施計画書・見積書(変更含む)

2) BIM/CIM 実施報告書(3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む)

3) 作成した3次元モデル(オリジナルデータ、標準的なデータ形式(J-LandXML 形式、IFC 形式)、統合モデル、動画等)

4. 貸与資料

本工事に関連する以下の業務等において作成した3次元モデルのデータを貸与することができる。

・ R1 相俣ダム新放流設備設計検討業務報告書

5. その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト

(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第29条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和6年2月）」に基づき監督職員と協議するものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、1箇所計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
全工種	昼間作業	1人（うち有資格誘導員無し）	交代要員なし 作業ヤード入口に配置

7. UAV等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

8. その他

第52条の他工事との調整に伴い、施工上必要となる安全設備は、当初見込んでいないことから、別途監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

第30条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30度(°C)以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度(°C)以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25度(°C)以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25度(°C)以上となる日を、真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度(°C)以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30度(°C)以上の日を、真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度(°C)以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度(°C)以上、又はWBGTが25度(°C)以上の場合、真夏日とする。

なお、休工期においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工期は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※ 真夏日補正係数：1.2

第31条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局(港湾・空港部・営繕部関係を除く)が発注した工事(以下、「直轄工事」という)において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」(以下、「認定技術者」という)として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・ 直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事(準備工を除く)に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任(監理)技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・ 直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理

推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・ 認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・ 紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・ 「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第32条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-30 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙-5を参考にすること。

防災措置に要する費用については第19条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第33条 出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第34条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第35条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第36条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニユ

アル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第37条 環境対策

施工期間中の工事用排水の処理については、下記内容の対策を見込んでいる。

1. 濁水処理設備

(1) 濁水処理設備

1) 濁水処理設備は、機械処理沈殿方式を見込んでおり、処理後の基準値は、下記を満足しなければならない。

項目	基準値
水素イオン濃度 (pH)	6.5~8.5
浮遊物量 (SS)	25mg/l (ppm) 以下

2) 本処理に投入する薬品として下記を見込んでいるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

薬品名	投入量
無機凝集剤 (PAC)	5.76kg/日 総量 2,454kg
高分子凝集剤	0.173kg/日 総量 74kg
炭酸ガス	25.4kg/日 総量 10,820kg

なお、各薬品の使用量については、監督職員の確認のうえ、設計変更の対象とする。

3) 濁水処理機は1機とし、処理機の仕様、稼働日数は、下記を見込んでいる。

なお、凍結対策として下記④の冬季の稼働期間は、1日あたりの稼働時間を24時間見込むものとする。また処理に投入する薬品は作業時間（8時間運転）を見込んでいる。ただし、詳細な開始と終了時期は別途監督職員と協議する。また、現地条件の変更等の状況により、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①濁水処理能力	20m ³ /h
②稼働日数	221日
③出水期稼働日数	52日 令和 8年7月1日~令和 8年9月30日
④凍結対策稼働日数	274日 令和 8年12月1日~令和 9年 3月31日 令和 9年12月1日~令和10年 3月31日 令和10年12月1日~令和10年12月31日

(2) 汚泥処理

本工事の施工に伴い発生する建設汚泥の処理については、下記を見込んでいる。

・泥土

- 1) 受け入れ施設 (株) 大河
- 2) 受け入れ所在地 群馬県邑楽郡明和町大輪 2530-1、2531-1
- 3) 受け入れ時間 8時00分~16時30分

上記の施設については、積算上の条件明示であり、処理方法、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理方法、処理施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

2. コンクリート打設時坑内設備

第52条の他工事との調整に伴い、施工上必要となる坑内設備（照明設備、換気設備）は、当初見込んでいないことから、別途監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

3. 貯水池及びダム下流濁水対策

① 関係機関等への周知

相俣ダム周辺には猿ヶ京温泉や湯宿温泉などの観光地があるため、ダム周辺の関係機関等への事前周知などの対応を行うものとする。

4. 施工に使用する下記の損料等については概算金額のため、別途精算変更の対象とする。

1) 加圧脱水機（フィルプレス式）損料 日 44,200円

第38条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査について）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工期が令和4年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日までに、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第39条 環境対策（低騒音型建設機械の使用について）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第40条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
7. 共通仕様書1-1-1-36交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

① 当該車両に関する特殊車両通行許可証

② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書1-1-1-39官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第41条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が

困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

- (1) 仮設備関係 昇降設備の充実を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係 現場休憩所の快適化を実施するものとする。
 - (3) 安全関係 盗難防止対策、工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）を実施するものとする。
 - (4) 地域連携 見学会等を開催（イベント等の実施を含む）を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
 3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第42条 設計条件

1. 相俣ダム諸元

- | | |
|-------------|----------------------------|
| 1) ダム形式 | 重力式コンクリートダム |
| 2) 堤体天端標高 | E L 5 6 7. 0 m |
| 3) 平常時最高貯水位 | E L 5 6 5. 0 m |
| 4) 洪水貯留準備水位 | E L 5 5 3. 5 m |
| 5) クレストゲート高 | E L 5 5 3. 0 m |
| 6) 最低水位 | E L 5 3 5. 0 m |
| 7) 発電取水位 | E L 5 3 0. 0 m |
| 8) 洪水調節用放流管 | E L 5 4 2. 1 5 m（新放流設備の中心） |

第43条 工事中の水位条件

本工事の工事期間中、相俣ダム貯水池の条件は次のとおりである。また、下記に示す期間以外の相俣ダム貯水池は、第42条1項3)及び4)のとおりである。

なお、ダム下流の導水部において、出水等により洪水調節に移行する可能性がある場合は、ダム下流部作業構台Aの撤去以外の作業継続は原則認めないものとする。ただし、ダム下流部作業構台Aの撤去以外の作業継続及び出水等により貯水位が下記の水位を超えた場合の作業実施の可否については、監督職員と協議するものとする。

気象状況等により発生したダム放流に伴う防災措置に要する費用については、第19条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

また、非出水期間中の放流については、工事に影響がない範囲で放流することを想定しているが、各施工段階で影響となる放流量は監督職員と協議するものとする。

1. 貯水池低下

貯水位：洪水貯留準備水位 E L 553.5m → E L 540.0m

期 間：令和 8年10月 1日～令和 8年10月30日

2. 貯水池維持

貯水位：施工時水位 E L 540.0m 程度

期 間：令和 8年11月 1日～令和 9年 3月31日

3. 上記1. 及び2. に示す運用時でも出水等により E L 565.0m まで水位が上昇する場合がある。

第44条 工事用電力

本工事で使用する電力は、仮設電力を予定しているが、変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

第45条 給水

本工事の給水に要する費用として、下記のとおり見込んでいます。

なお、現場条件等により給水の方法等に変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

1. 給水（取水）箇所
相俣ダムサイト左岸天端等
2. 給水（取水）設備
 - ・ 工事中水中モータポンプ【普通型（潜水ポンプ）】 口径Φ50mm 全揚程30m
 - ・ 水槽（一般工事中） 鋼板製簡易水槽 3m³
3. 稼働日数、供用日数
 - ・ 稼働日数：527日
 - ・ 供用日数：945日

第46条 工期

1. 工期は、雨天、休日等455日を見込み、契約の翌日から令和11年3月31日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいます。

- ① 準備期間 40日
 - ② 後片付け期間 20日
 - ③ 雨休率（猛暑日補正有り） 1.794
2. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-13により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

3. 本工事には出水期間を含んでいる。
4. 7月1日から9月30日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、ダムからの放流に支障とならない範囲の工種等においてはこの限りではない。
なお、詳細については監督職員と協議するものとする。

第47条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第48条 工事工程表の開示試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計変更審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計変更審査会等において、「第47条工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計変更審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-4）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第49条 週休二日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。
受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。
2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。
 - 1) 週休2日
 - ①完全週休2日（土日）
対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。
 - ②月単位の週休2日
対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 - 2) 対象期間
工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
 - 3) 現場閉所
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。
 - ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
 - ・変更した就業規則
4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。
 - ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
 - ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
 - ④官公庁の休日の場合完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。
5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第50条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、みなかみ観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量が10mm以上/日の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第51条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	全ての工事

第52条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
R3相俣ダム堰堤改良工事	放流管等コンクリート工、小容量放流設備操作室工他	令和4年4月1日～令和8年6月30日
R5相俣ダム主ゲート設備他新設工事	放流管等設備設置	令和6年1月～令和8年7月
R7相俣ダム管理用制御処理設備更新工事【予定】	ダムコン、制御設備工事	令和8年4月～令和9年2月
R7相俣ダム小容量放流設備他新設工事【予定】	放流管等設備設置	令和8年3月～令和9年1月
R8相俣ダム小容量放流設備他新設工事【予定】	放流管等設備設置	令和9年2月～令和10年5月

なお、他工事との調整において、本工事範囲に疑義が生じた場合は、リスク分担・工期延伸等について、速やかに監督職員と協議するものとする。

第53条 協議事項

本工事の下記項目について、「R3相俣ダム堰堤改良工事」にて施設の詳細等の検討を以下のとおり行っており、契約締結後、監督職員より指示し、設計変更の対象とする。

また、上記検討結果により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

項目	検討内容	引き渡し時期
放流設備（デフレクター部）	1) 設計条件 2) 構造検討 3) 仮設検討 4) 設計計算 5) 施工計画 6) 工程計画 7) 設計図作成 8) 数量計算	令和8年4月下旬
放流管部 充填コンクリート		
放流ゲート室 充填コンクリート		
放流管部 コンタクトグラウト		
新設導流壁		
新設導流壁配筋		
小容量放流設備操作室（上屋部）		

第54条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術
- 3. 対象とする新技術
新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。
 - 1) 新技術情報提供システム (NETIS) 登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
 - 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
 - 3) 新技術導入促進 (Ⅱ) 型により活用する技術
 - 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。
なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 5 5 条 新技術の活用 (施工者選定型)

- 1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
- 2. 本工事において、第 5 4 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
- 3. 受注者は、選定した新技術が第 5 4 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
- 4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
- 5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
- 6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
- 7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
- 8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 5 6 条 契約後 VE 方式

「VE 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

- 1. 受注者が VE 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
- 2. 以下の提案は、VE 提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
- 3. 受注者は、前項の VE 提案を行う場合は、次に掲げる事項を VE 提案書 (別紙様式 - 1 ~

- 4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
- (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - (3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
4. 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
 5. 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
 6. VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。
 7. 提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
 8. VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面(別紙様式-5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
 9. VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
 10. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
 11. 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。
 12. VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。
 13. 評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
 14. 発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第57条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第54条 新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第58条 監理技術者育成交代モデル工事（試行）について

1. 本工事は、監理技術者育成交代モデル工事（試行）である。

（入札競争参加資格で求めた同種工事実績を持つ技術者を以下「主任（監理）技術者」という。交代予定の主任（監理）技術者以外の技術者を以下「育成技術者」という。）

2. 受注者は以下により主任（監理）技術者を交代することができる。

①交代の時期は、放流設備工において施工上一定の区切りとみなせる時期とし、発注者が開示した工事工程表（別紙-4）に示す時期を目安とするが、詳細な時期は監督職員と協議するものとする。

②育成技術者は、主任（監理）技術者の専任期間において育成技術者として従事しており、交代までに1級土木施工管理技士及び監理技術者資格者証並びに監理技術者講習修了証の取得が確認できるものとする。

なお育成技術者は、本工事のみに従事することとする。

③受注者は、配置予定の育成技術者が、交代時点で配置予定の主任（監理）技術者と同等の技術力を習得するための措置として、育成期間におけるトレーニングプログラムを施工計画書に記載する。

受注者は育成プログラムの実施状況について監督職員から提示を求められた場合は、実施状況について説明し、資料を提示するものとする。

④交代前に中間技術検査を実施する。なお、実施する際には主任（監理）技術者と育成技術者が同席することとし、トレーニングプログラムの実施内容、実施状況について検査職員へ説明するものとする。

⑤受注者は、完成時のコリンズ登録において、当該モデル工事である旨、記載するものとする。

第59条 CCUS 義務化モデル工事（試行）

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評定を実施する試行工事である。

2. 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。

3. 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数
- ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数
- ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数

- ・平均登録事業者率：4. に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
 - ・平均登録技能者率：4. に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
 - ・平均就業履歴蓄積率：4. に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値
4. 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（以下、計測日）することとする。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。また、初回の計測から3ヶ月未満で工事完了する場合は、工事完了前に計測日を1回設けることとする。なお、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。
- ただし、計測頻度については、今後の状況を踏まえて変更する場合がある。計測頻度を変更する場合は、監督職員より別途指示するものとする。
5. 計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに、計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は計測日における各指標の平均値を算出し、発注者に結果を提出することとする。なお、根拠資料は、計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及びCCUSによって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。
6. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%以上、平均登録技能者率60%以上及び平均就業履歴蓄積率30%以上（以下、最低基準）を全て達成するものとし、最低基準が未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。また、発注者は、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目（以下、考査項目）「7. 法令遵守等」において1点減点を行う。
7. 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下、目標基準）を全て達成した場合は、発注者は、考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。
- また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、発注者は、考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。
8. CCUS 現場利用料等について当初は計上していないが、下記①、②の項目を支出実績に基づき「CCUS 現場利用料等」として設計変更するものとする。なお、費用計上にあたっては、監督職員と協議することとする。
- ①カードリーダー設置費用
- カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。
- 原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。
- このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。
- なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。
- ②現場利用料（カードタッチ費用）
- 現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上することとする。
- なお、現場でカードタッチを失念した場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。
9. モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

第60条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第61条 前工事及び後工事の関係にある工事における総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。また、本工事の請負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合には、前工事（R3相俣ダム堰堤改良工事）について合意した単価等を本工事に適用するものとする。
（共通仕様書第3編3-1-1-1の適用）
2. 共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。
受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。
（合意単価の公表）
3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第62条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第63条 ISO9001 認証取得の活用

本工事は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事（以下、「ISO活用工事」という）である。ただし、低入札価格調査制度調査対象工事及び過去2年以内に粗雑工事による指名停止等措置をうけた受注者を除くものとする。

1. 受注者は、JISQ9001（ISO9001）の認証を取得している場合において、契約締結後に申請し、発注者の承認を受けた場合、本条の規定に従って、ISO活用工事として実施することができる。
2. 受注者は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いを希望する場合、工事請負契約締結の日から14日以内に以下の書類により申請し、承認を得ることとする。
 - ①申請書（別紙様式-6）
 - ②ISO9001の認証の取得に係る登録証の写し
 - ③ISO9001の審査に係る書類（受注者が送付を受けた最新の審査報告書、その審査の合否判定結果の写し）
 - ④申請に係る工事を担当する内部組織が、ISO9001の認証を取得していることを示す書類

- ⑤ ISO9001の認証の範囲が工事の内容に一致していることを示す書類
- ⑥申請者が申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が4月から7月までの場合にあつては前々年度及びその前年度）に完成した官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（港湾空港関係を除き、申請工事が土木工事の場合には土木工事、営繕工事の場合には営繕工事のものに限る）のすべての工事成績評定通知書の写し
- ⑦⑥がない場合、ISO9001の認証取得以降に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事の成績評定を受けているときは、直近の工事成績評定通知書の写し
但し、②でその内容が確認できる場合、④、⑤は提出を要しない。
3. 次に掲げる場合においては、本取扱いを中止し、通常の監督業務を実施する。
- ①受注者のISO9001認証が取り消された場合、又はその維持が困難と見込まれる場合。
（別紙様式一七により監督職員に速やかに申出）
- ②受注者の検査記録及び品質マネジメントシステムの運用状況に関して不適合が多いと認められた場合。
4. 受注者は、別途発注者から委託を受けた機関が行う品質システム運用による効果等の調査に関し、協力するものとする。
5. 品質計画書の提出
受注者は、工事に係る品質計画書を作成し、工事の着手前に監督職員に提出するものとする。この場合、当該工事の施工計画書及び品質計画書は統合して作成することができる。また、両者をそれぞれ作成する場合において、その記載内容に重複が生じる場合は、その一方の記載において他方の記載を参照すべき旨を記載して作成することができる。
6. 品質マネジメントシステムを活用した監督業務
本工事は、以下の項目について、受注者が作成した検査記録を監督職員の確認（以下「検査記録の確認」という）を受けることにより、代えることができる。
- ①「指定材料の確認」
指定材料の確認については、指定された材料の品質・規格等の試験、立会い又は確認を、受注者が作成した検査記録を確認することをもって代えることができる。
- ②「工事施工の立会い」
工事施工の立会いについては、受注者が作成した検査記録を確認することをもって代えることができる。
- ③「段階確認」
段階確認については、ISO9001活用工事の場合、原則として、下表の方法に代えることができる。但し、重点監督の対象工種については、通常の段階確認を実施するものとする。受注者が当該工事の一部の工事種別についてこの取扱いを希望しない場合についても、監督職員の承諾を得た上で通常の立会い及び段階確認を選択することができる。

	監督項目	段階確認
①	掘削長さ、指示地盤等設計変更に関わる項目	通常の段階確認を実施する。
②	事前に試験矢板又は試験杭の施工を伴う項目	通常の段階確認を実施する。ただし、試験矢板又は試験杭の施工以降の矢板及び杭の施工については適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認する。
③	鉄筋組立てに関する項目	通常の半分の頻度で段階確認を実施する。
④	土木工事共通仕様書第3編第1章1-1-16の6項、表1-1段階確認一覧表のうち上記①、②、③以外の項目	適当な時期に請負者の検査記録を確認する。
⑤	その他の項目	適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認する。

④「重点監督」

本工事のうち重点監督の対象工種は次のとおりとする。

区分	対象工種
重点監督	放流設備工、導流壁工、小容量放流設備操作室工
一般監督	上記以外のすべての工種

7. 内部監査の実施

内部監査は、6ヶ月に1回程度（工期が6ヶ月以内の場合にあつては工期内において1回以上）実施するものとする。なお、受注者は、本工事の品質計画書又は施工計画書に、本工事で実際に内部監査を行う監査チームリーダーの氏名、経歴、経験及び具体的な監査実施時期を記述するものとする。

内部監査における監査チームのリーダーは、以下の①～④のすべての要件を満足し、かつ当該工事に直接携わる者以外の独立した者とする。

- ① 10年以上の現場経験を有する。
- ② 以下の資格の少なくとも1つ以上を有する。
 - イ 技術士
 - ロ 1級土木施工管理技士
 - ハ 1級造園施工管理技士
 - ニ 1級建築士
 - ホ 1級建築施工管理技士
 - ヘ 建築設備士
 - ト 1級電気主任技術者
 - チ 1級管工事施工管理技士
 - リ 1級電気工事施工管理技士
 - ヌ 1級建設機械施工技士
- ③ 以下のいずれかの内部監査研修を修了している。
 - イ 一般財団法人 日本規格協会（J R C A）の承認を受けている審査員研修機関が実施する内部監査員養成セミナー（研修）
 - ロ 以下の要件のいずれかを満たすことでイと同等と認められる受注者等の講師による社内研修
 - i 当該研修の講師が一般財団法人 日本規格協会（J R C A）の承認を受けている審査員研修機関が実施する審査員研修を修了している。
 - ii 当該研修の講師がイの研修を受け、その後内部監査チームのリーダー経験がある
- ④ ③の研修修了後、現場の作業所を対象に内部監査チームのリーダーを経験している。

8. トレーサビリティの確保

受注者は、以下に示す材料について、工事完了後に使用場所、時期、品質が確認できるように管理を行うものとし、本工事の品質計画書または施工計画書に記述するものとする。

品名	規格	備考
レディミクストコンクリート	普通ポルトランドセメント 呼び強度 42 N/mm ² スランプ 21 cm	高性能 A E 減水剤 膨張材
レディミクストコンクリート	普通ポルトランドセメント 呼び強度 27 N/mm ² スランプ 12 cm	高性能 A E 減水剤 膨張材
レディミクストコンクリート	普通ポルトランドセメント 呼び強度 27 N/mm ² スランプ 12 cm	高性能 A E 減水剤

レディーミストコンクリート	高炉セメントB種 呼び強度 24 N/mm ² スランプ 12 cm	
---------------	---	--

9. 品質記録

受注者は、当該工事において作成した品質記録に関し、監督職員が提示又は写しの提出を求めた場合は、これに従わなければならない。

10. 検査時の提出書類

受注者の検査記録の確認に置き換えたものに関して、検査時に提出する品質管理及び出来形管理に関する書類については、必要項目が網羅され、監督職員の承諾が得られた場合には、指定様式によらず受注者の検査記録の様式により提出することができる。

11. その他

品質計画書、品質マネジメントシステム運用状況の把握、検査時の対応その他の取扱いについては、平成16年9月15日付け国関整契第435号、国関整技調第34号、国関整技評第33号「工事におけるISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて」によるものとし、本取扱いの承認を得た受注者に、別途、監督職員から通知する。

第64条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事を担当する現場技術員の指名は、別途監督職員より通知する。

第65条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第66条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

工種	種別	細別	施工段階（確認時期）
放流設備工	コンクリート工	コンクリート打設	打設前
		鉄筋組立	鉄筋組立完了時 その他埋設物設置完了時

導流壁工	コンクリート工	コンクリート打設	打設前
		鉄筋組立	鉄筋組立完了時
小容量放流設備 操作室工	コンクリート工	コンクリート打設	打設前
		残存型枠	組立完了時
		鉄筋組立	鉄筋組立完了時 その他埋設物設置完了時

第67条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－11によるものとする。

第68条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第69条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第70条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第71条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 個人情報の取扱いについて

第72条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第73条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第74条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第75条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第76条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第77条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務

を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第78条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第79条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙-2）を発注者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第80条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第81条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第82条 従事者の周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第3章 一般施工

第83条 仮設工

1. 本工事で使用する仮設備については、「R3相俣ダム堰堤改良工事」にて使用した仮設備を引き続き使用する。なお、引き続き使用する時期については、監督職員と協議するものとする。また、点検の結果、補修が必要となった際には監督職員と協議するものとする。
2. 本工事で使用する仮設備（第52条の他工事との調整に示す工事に必要な設備は除く）は、コンクリート打設完了後、速やかに撤去するものとする。なお、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
3. 受注者においても本仮設工に対する施工技術検討を十分行い、その内容を施工計画書に記載し提出するものとする。
4. 工事の施工については、受注者の責任において実施するものとする。

5. 作業構台については、第52条の他工事との調整に示す工事において放流管の据付時等に下表のとおり使用することを予定している。なお、受注者間で調整を行い、工事が円滑に進捗するように努めるものとする。

区分	施工高	広さ	想定使用期間	想定最大荷重時作業
ダム天端部 作業構台C	EL. 567.0m	32.0m × 10.0m	令和8年4月下旬～ 令和11年3月上旬	【別工事】 200tクローラクレーンによる放流管等（本体約31t）の吊上げ時
ダム下流部 作業構台A	EL. 534.3m	6.0m × 5.0m	令和8年4月下旬～ 令和11年3月上旬 ※各年出水期前後 で、一時撤去と再設置	【別工事】 資機材等（約1t）のスペース
ダム下流部 作業構台B	EL. 534.3m	16.0m × 16.0m	令和8年4月下旬～ 令和11年3月上旬	【別工事】 トランジジョン管（本体約12t）の 組立・吊り込み時

6. 200tクローラクレーンについては、第52条の他工事との調整に示す工事においても使用するため、十分な調整を図るものとする。

また、本工事における運転経費は下表のとおり見込んでいるが、受注者の責によるものを除き現地条件、施工条件に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

使用機械	200tクローラクレーン	
運転経費	賃料 (オペレータ付き)	29ヶ月 (34ヶ月)※1
	燃料費	476日 (566日)※2

なお、上表運転経費の※1及び※2は第52条の他工事との調整に示す工事も含めた運転経費を示したものである。

7. ゲート操作等に影響を及ぼす範囲については、出水期間中（7月1日～9月30日）撤去するものとする。撤去する範囲は下表のとおりとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

区分	撤去範囲
ダム下流部作業構台A	全て

8. 上記「7.」の撤去物については、作業構台Bに、仮置きを予定している。
9. なお、上記「7.」に示す以外の期間で撤去が生じた場合は、工期延伸等について、速やかに監督職員と協議するものとする。
10. 第52条の他工事との調整に伴い、施工上必要となる仮設備は、当初見込んでいないことから、別途監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

第84条 放流設備工

本工事のコンクリート工（放流管）は、別途工事で実施される堤内放流管敷設完了後、堤体下流側から高流動コンクリートの充填を行い、コンタクトグラチウングを下記のとおり行うものとする。

1. コンクリート工（放流管）における全ての高流動コンクリート打設後に、コンタクトグラ

ウトを施工するものとする。

2. 冷却水は、河川水（ダム貯水池も含む）を利用するものとする。
3. 本工事コンクリート打設に使用する機械について、以下の使用日数を想定している。

機械・品目	使用日数
横置きバケツ 4m ³	780日
コンクリートポンプ 定置式 35m ³ /h	660日
グラントホッパー	660日

4. 施工に使用する下記の損料等については概算金額のため、別途精算変更の対象とする。
 - 1) セメントミルク 材料費 m³ 25, 900 円
 - 2) バイブレータ用電源装置（高周波コンバータ 2.0kVA 24A）損料 供用日 748 円
 - 3) コンクリートポンプ（油圧・定置式 圧送能力 35m³/h）賃料 日 24,700 円
基本料 台 743,000 円
 - 4) グラントホッパー 賃料 日 7,000 円
整備費台 209,000 円
5. 施工に使用する下記の歩掛及び損料等については概算歩掛のため、別途精算変更の対象とする。
 - 1) コンクリート工（監査廊）吹付モルタル（TDR 工法） 119m²
6. これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 85 条 小容量放流設備操作室工

施工に使用する下記の歩掛については概算歩掛のため、別途精算変更の対象とする。

- 1) コンクリート工（上屋）足場 1 式

第 86 条 仮設工

施工に使用する下記の歩掛については概算歩掛のため、別途精算変更の対象とする。

- 1) 仮設構台設置・撤去工（ダム下流部作業構台 B）橋脚下部最終撤去 1 式

第 87 条 工事用道路

運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。

なお、補修は設計変更の対象とする。

第 4 章 グラウト

第 88 条 充填工

1. 施工範囲
充填工の施工範囲は、第 84 条放流設備工にて施工した箇所とする。
2. 注入設備
 - (1) グラウトミキサは、上下 2 槽式・攪拌容量 200L を見込んでいる。
 - (2) グラウトポンプは、二筒複動ピストン式・吐出量 37～100L/min を見込んでいる。
 - (3) 現地条件の変更等の状況により、上記（1）及び（2）により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
3. 測定設備
 - (1) 注入作業に用いる諸機械、諸計器類は連続注入可能となるように常に整備しなければならない。

- (2) 注入量及び注入圧力等の記録は、グラウト流量・圧力測定装置を使用するものとする。
 (3) 圧力計は使用前には必ず検査を受けなければならない。
 (4) 注入完了の確認方法については監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

4. 洗浄

配管内に堆積している不純物を排出するため、清水等を用いて洗浄を行うものとする。

5. グラウト・モルタル

- (1) 放流管充填に使用するモルタルの配合は、下記を見込んでいる。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

セメント (kg/m ³)	細骨材 (kg/m ³)	混和剤 (kg/m ³)	水 (L/m ³)	W/C (%)	フロー値 (mm)
817	1,196	12.26	265	32.4	60 以上

- (2) セメントミルクの配合は、下記を見込んでいるが、重量比 C (セメント) : W (水) = 1 : 8 より開始し、注入状況により配合切替を行う。最も富配合のセメントミルクは 1 : 0.8 とする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

C : W	水 (L)	セメント (kg)	混和剤 (L)	練上量 (L)	比重
1:8	191.5	25	0.25	200	1.083
1:6	189.1	32	0.32	200	1.107
1:4	184.0	47	0.47	200	1.157
1:2	170.5	87	0.87	200	1.291
1:1	148.5	152	1.52	200	1.510
1:0.8	139.3	179	1.79	200	1.600

- (3) 注入流量及び圧力は下表を上限として行うが、詳細は監督職員と協議するものとする。

項目	標準値
規定注入流量	20 L/min
規定注入圧力	0.4 MPa

第5章 無筋・鉄筋コンクリート

第89条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	呼び強度	スラブ [°]	粗骨材の最大寸法	水セメント比	セメントの種類	膨張剤の添加量
放流設備工 コンクリート工 (デフレクター部)	27N/mm ²	12 cm	20mm	55 %以下	普通ポルトランドセメント	-

放流設備工 コンクリート工（監査廊）	27N/mm ²	12 cm	20mm	55 %以下	普通ポルトランドセメント	-
導流壁工 コンクリート工	27N/mm ²	12 cm	20mm	55 %以下	普通ポルトランドセメント	20kg/m ³
小容量放流設備操作室工 コンクリート工	27N/mm ²	12 cm	20mm	55 %以下	普通ポルトランドセメント	-
仮設工 仮設構台設置・撤去工	24N/mm ²	12 cm	20mm	55 %以下	高炉セメントB種	-

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。

第90条 配合

配合については、第89条の仕様によるものとする。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・ 仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・ 最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・ 管（函）渠等（φ600未満、600mm×600mm未満）の構造物。
- ・ 道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・ 耐久性を期待しない構造物。
- ・ 河川における護岸構造物（特殊堤及び船着場等は除く。）

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第91条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントで混合比1：1及び、高炉セメントB種で混合比1：3とする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第92条 テストハンマーによる強度推定調査

1. 適用範囲

強度確認調査の対象工事については、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とする。

但し、いずれの工種についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは測定の対象としない。

2. 調査頻度

(1) 調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては1打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位として、各単位につき3ヶ所の調査を実施しなければならない。

(2) 調査結果、所定の強度が得られない場合については、その箇所の周辺において再調査を5ヶ所実施しなければならない

3. 測定方法及び測定時期

(1) 測定方法は、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法(JSCE-G504)」により実施しなければならない。

(2) 測定は、足場が存置されている間に実施しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

4. 測定の立ち会い

監督職員等及び受注者が立ち会いのうえテストハンマー強度推定調査を実施しなければならない。

5. 調査の報告

構造物毎に別紙様式－８により調査票を作成し、完成検査時に提出しなければならない。

第 9 3 条 圧縮強度試験

1. コアの採取

所定の強度を得られない箇所の付近において、原位置のコアを採取するものとし採取位置については監督職員と協議を行い実施しなければならない。また、コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行わなければならない。

2. 試験方法

「コンクリートからのコア及びはりの切取り方法並びに強度試験法(JIS A 1107)」により実施しなければならない。

3. 試験の立ち会い

監督職員等及び受注者が立ち会いのうえ圧縮強度試験を実施しなければならない。

4. 試験の報告

構造物毎に別紙様式－９により調査票を作成し、提出しなければならない。

第 9 4 条 ひび割れ発生状況の調査

1. 適用範囲

ひび割れ発生状況の調査の対象工種については、高さが 5m 以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が 25m² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、及び高さが 3m 以上の堰・水門・樋門とする。

但し、いずれの工種についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは測定の対象としない。

2. 調査方法

① 0.2mm 以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出しなければならない。

② ひび割れ等変状の認められた部分のマーキングを実施しなければならない

3. 調査時期

調査は、足場が存置されている間に実施しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

4. 調査の報告

構造物毎に別紙様式－１０により調査票を作成し提出しなければならない。

5. 調査の結果

調査結果の評価に当たっては、「ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項」を参考にし、た評価を行ない評価書(様式自由)を提出しなければならない。

第 9 5 条 銘板の設置

1. 本工事は、銘板を設置するものとする。

2. 材質・規格、記載事項については以下を標準とし、詳細について受注者は監督職員と協議し指示を受けるものとする。

1) 材質・規格

①材質：J I S H 2 2 0 2 (鋳物用銅合金地金)

②寸法：6 0 0 mm × 4 0 0 mm

③文字サイズ：1 5 mm 程度

なお、銘板の寸法について変更となる場合は、設計変更の対象とする。

2) 記載事項

①構造物名称

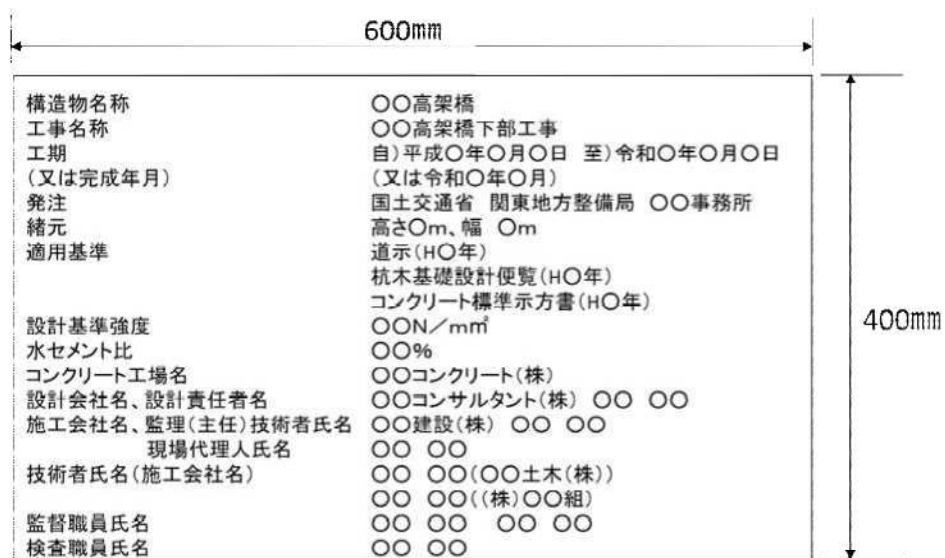
②工事名称

- ③工期又は完成年月
- ④発注機関名
- ⑤諸元
- ⑥適用基準
- ⑦設計基準強度
- ⑧水セメント比
- ⑨コンクリート工場名
- ⑩設計会社名、設計責任者名
- ⑪施工会社名、監理技術者名
- ⑫施工会社名、現場代理人名
- ⑬当該工事に携わった技術者名及び所属する会社名
- ⑭監督職員名、検査職員名

なお、⑬について、元請け会社の担当技術者及び下請施工会社の専任の主任技術者とし、本人の了解を得た上で記載することができる。⑭について監督職員、検査職員を記載することができるものとする。

- 3. 取付位置については、通常の点検で目視できる位置とし、監督職員の承諾を得るものとする。

【銘板作成例】



第96条 鉄筋組立て

配筋・組立において、鉄筋組立固定架台、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

第97条 機械式鉄筋定着工法について

機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。

受注者は、施工する工法について、求める性能に関する公的機関等による技術的な確認を受けた証明書の写しについて、監督職員の承諾を得なければならない。

また、現場施工における取付位置や等級、品質確認方法について、監督職員と協議するものとする。

施工前には、施工要領書について監督職員の承諾を得なければならない。施工時には、工法に関して教育、講習等を受けた有資格者の管理の下で施工しなければならない。

第98条 高流動コンクリート

高流動コンクリートの標準示方配合は、下記仕様によるものとする。

用途	W/C (%)	S/a 細骨材 率 (%)	目標 スランプ フロー (cm)	目標 空気量 (%)	単用量 (kg/m ³)				SP剤 (P*)%	膨張剤の 添加量
					水 W	セメント C	細骨材 S	粗骨 材 G		
放流設備工 コンクリート工 (放流管)	34	51.7	60±10	4.5± 1.5%	170	500	849	809	1.4	20kg/m ³
放流設備工 コンクリート工 (ゲート室)	34	51.7	60±10	4.5± 1.5%	170	500	849	809	1.4	20kg/m ³

(1) SP剤：高性能減水剤 (P*%=粉体に対する重量)

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第99条 TDRモルタル吹付

TDRモルタル吹付の標準示方配合は、下記仕様によるものとする。

(1) TDRモルタル配合表 (基層)

	TDR モルタル	水	モルタルフロー ミニスランプ 自主管理値	硬化促進剤 TDR-ACC
1m ³ 当り	1900 kg	266kg	フロー：180～210 mm ミニスランプ：95±25	38kg (TDRモルタル×2%)

(2) TDRモルタル配合表 (仕上げ層)

	TDR モルタル	水	ナイロン繊維 タフバインダー (外添加)	モルタルフロー ミニスランプ 自主管理値	硬化促進剤 TDR-ACC
1m ³ 当り	1900 kg	266kg	3.8kg	フロー：180～210 mm ミニスランプ：95±25	38kg (TDRモルタル×2%)

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第6章 その他

第100条 震災対策

- 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
- 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第101条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

- 現場稼働日 (開庁日) の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日 (開庁日) の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
- 現場休工期 (閉庁日) に発生した場合には、翌現場稼働日 (開庁日) の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第102条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第103条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第104条 その他

1) 前工事「R3相俣ダム堰堤改良工事」から継続となる工種・資機材についての取り扱い等について疑義が生じた場合は、リスク分担・費用・工期延伸等について、速やかに監督職員と協議するものとする。

2) 本工事における資材数量は、損失（ロス率）を当初見込んでいないことから、受注者の責によるものを除き現地条件、施工条件により損失（ロス率）が生じた場合は別途監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

なお、対象資材は土木工事数量算出要領によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。 	<p>第 5 2 条</p> <p>第 4 3 条、4 6 条</p> <p>第 4 6 条</p> <p>第 4 6 条</p>
公害関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 	第 3 7 条
安全対策関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 ■ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。 	<p>第 2 9 条</p> <p>第 3 7 条</p>
工事用道路関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 搬入路の使用及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。仮道路を設置する場合。 	第 8 7 条
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 ■ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。 	<p>第 8 3 条</p> <p>第 8 3 条</p>
明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。 	第 2 2 条、3 7 条
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ■ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 ■ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。 	<p>第 8 3 条</p> <p>第 4 4 条</p> <p>第 4 5 条</p>

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証明者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

条件明示チェックリスト

工事名 : R 8 相俣ダム堰堤改良工事

1. 工事全般関係

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 各種積算の取り組みの有無			
①見積活用方式	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
②間接工事費実績変更方式	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
③地域外からの労働者確保に要する設計変更	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
2 補正の有無			
①日当たり作業量補正	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
②現場閉所による週休2日制適用工事(完全週休2日)受注者希望方式)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第49条
③週休2日交替制モデル工事(〇〇方式)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
④ICT活用工事(3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、 外注経費等の費用)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
⑤その他補正 該当補正→()	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
3 各種調査対象工事			
①諸経費動向調査の対象工事	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
②施工状況モニタリング調査の対象工事	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
③施工合理化調査の対象工事	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
④新技術歩掛調査の対象工事	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
⑤施工形態動向調査	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
4 施工時期及び施工時間帯の制約			
①制約内容の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.時期の制約	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.時間の制約	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
5 余裕工期を設定した工事			
①余裕工期が設定されている工事である。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第46条

2. 工程関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 影響を受ける他の工事			
①先に発注された工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第52条
a.工事名	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—
b.上記工事の発注者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—
c.影響内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—
d.具体的な制約	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—
e.その他事項	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
②後から発注する工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第52条
a.工事名	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.上記工事の発注者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.影響内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d.具体的な制約	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
e.その他事項	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③その他工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第52条
a.工事名	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.上記工事の発注者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.影響内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d.具体的な制約	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
e.その他事項	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

2. 工程関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
2 自然的・社会的条件で制約を受ける施工の内容、時期、時間及び工法等			
①交通規制や工事内容により、工事の施工期間又は時間帯に制約が生じるか。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.要因	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.施工内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.施工箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.施工時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.施工時間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.具体的制約内容：	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②出水期や積雪・融雪期において、施工を中止あるいは休止する必要があるか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第43条
a.要因	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.施工内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.施工箇所	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d.施工時期	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
e.施工時間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.具体的制約内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③漁期や農業・用排水の使用時期、また地場産業の影響により、施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.要因	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.施工内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.施工箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.施工時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.施工時間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.具体的制約内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
④自然環境の保全に関する制約の有無 (猛禽類等の保護動植物の生息する可能性のある地域での施工制約)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.要因	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.施工内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.施工箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.施工時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.施工時間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.具体的制約内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

2. 工程関係(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
3 関連機関等との協議に未成立なものがある場合の制約等			
①協議の成立時期が具体的に見込める場合はその内容を明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.関連機関	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.制約内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.協議内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.成立見込時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②協議の結果、工程等に制約を受けることが予想される場合は、あらかじめその協議内容及び制約される内容等を明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.関連機関	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.制約内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.協議内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.成立見込時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③協議の必要性はあるが、未実施である場合はその内容を明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.関連機関	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.制約内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.協議内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.成立見込時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
4 関係機関との協議の結果、工程に影響を受ける条件等			
①施工時期等について付された条件を具体的に明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.関連機関	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.影響内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.規制期間・時間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初予想し得ない事態等が発生し工事期間等の変更が生じる場合は、監督職員に報告し、協議を行うことを明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

2. 工程関係(4)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
5 占用物件(地下物件、架空線など)・埋蔵文化財等の事前調査・移設の制約			
①必要な事前調査の期間等を明示し、その管理者の都合により変更がある場合には別途協議することを合わせて明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.物件内容(場所含む)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.物件管理者	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.事前調査・移設の期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②移設や撤去・保存等が必要になり影響を受ける場合は、施工方法や工程等について協議状況を明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.物件内容(場所含む)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.物件管理者	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.事前調査・移設の期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③埋蔵文化財の発掘調査が必要な場合の状況を明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.物件内容(場所含む)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.物件管理者	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.事前調査・移設の期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
6 設計工程上の作業不能日数			
①工程に影響を与える特殊な工法がある場合は明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.対象工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.場所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.日数	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
7 概数発注・概略設計による発注工事の場合			
①概数発注、概略設計、修正設計中の工事の場合、詳細設計の完成時期について明示。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第53条
a.対象工種	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.区間	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.詳細設計完成時期	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

3. 用地関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 工事用地等に未処理部分がある場合			
①用地・立木の取得が終了していない場所の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.場所・範囲	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.面積	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.取得見込み時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②期日までに用地取得できない場合の対応を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③保安林解除や用地の規制等の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.場所・範囲	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.面積	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.解決見込み時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.当面の対応			
④官民境界が未確定部分がある場合の内容明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.場所・範囲	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.面積	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.協議状況、確定見込み	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
2 使用後の復旧条件がある場合			
①工事用地使用後の条件の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.場所・範囲	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.面積	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.復旧完了期日	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.復旧条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
3 工事用仮設道路、資機材置き場等の用地を借地させる場合			
①工事用仮設道路、資機材置き場等の借地の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.場所・範囲	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.面積	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.借地期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.復旧条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②借地上の支障物件等があった場合には監督職員へ報告し対応を協議する旨の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—

3. 用地関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
4 官有地等を使用させる場合			
①使用する官有地の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.場所・範囲	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.面積	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.使用期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.使用条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②現場状況から施工時に官有地を使用する必要がある場合は、監督職員へ報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

4. 環境対策関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 公害防止の為の制限がある場合			
①施工方法等において、公害防止の為の制限がある場合の明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第37条
a.対象工種	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.制限内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
②騒音・振動等の測定を指定する箇所がある場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.対象工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.制限内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③公害に関する特定地域指定がある場合はその地域を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.対象工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.制限内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
④地元対策上や法改正等により規制処置が必要となった場合は、 監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
2 水替、流入防止施設が必要な場合			
①水替、流入防止施設が必要がある場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.対象工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.制限内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議 する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
3 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合			
①濁水、湧水等の処理で特別な対策が必要な場合は明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第37条
a.対象工種	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.時期	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d.処理施設	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
e.排水の水質目標値	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
f.排水場所	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議 する旨を明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第37条
a.内容 :	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

4. 環境対策関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
4 事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合			
①騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等の事業損失が懸念される場合の事前・事後調査を行うことを明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.懸念事項	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.事前・事後調査の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.調査箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.調査時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.調査方法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
5 油漏れ等に対策を必要とする場合			
①油漏れ、重金属等の対策が必要な場合の内容の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.対象工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象機械	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.実施方法・必要な資材等	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

5. 安全対策関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 交通安全施設等の指定			
①車線減少等の規制を伴う場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.規制内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.規制箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.規制期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②歩道通行帯を確保する場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③夜間作業を伴う場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
④現場特有の交通規制を行う場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑤当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
2 対策をとる必要がある他施設との近接工事がある場合			
①対策をとる必要がある他施設と近接する工事がある場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.対象施設・管理者 (例:鉄道、ガス、電気、電話、上下水道、光ファイバ、その他施設)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.施行条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他(協議状況他)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

5. 安全対策関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
3 施工上、防護施設等必要な場合			
①防護施設等が必要な場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.必要な防護施設	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
(例:落石、雪崩、土砂崩壊、土石流、その他補強が必要な施設等)			
b.危険要因	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.対策内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.対象工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.対象期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
4 保全設備・保安要員の配置等が必要な場合			
①交通誘導警備員・保安要員等の配置が必要な場合の明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第29条
a.対象工種	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.対象期間	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d.対象要員	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
e.その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第29条
a.内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5 発破作業等の制限			
①発破作業等に制限がある場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.対象工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.対象期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.制限内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

5. 安全対策関係(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
6 有害ガス及び酸素欠乏等の対策			
①換気設備等が必要な場合の明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第37条
a.危険要因	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.対象工種	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.対策内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
e.その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
7 高所作業における対策が必要な場合			
①高所作業を行う必要がある場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.対象工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.対策内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
8 砂防工事の安全確保のために必要な対策を行う場合			
①安全確保に必要な情報の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.施工箇所の地形・地質特性	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.危険要因	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.対策内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

6. 工事用道路関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 一般道路を搬入路として使用する場合			
①運搬経路に制限がある場合または経路を指定する場合の明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第87条
a.経路	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.制限内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.制限期間・時間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
②搬入路の使用後及び使用後に配慮すべき事項がある場合の明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第87条
a.内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.対象区間	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.期間	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③地元対応等の特筆すべき事項の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象区間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
④当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第87条
a.内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

6. 工事用道路関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
2 仮道路を設置する場合			
①仮道路の構造等を指定する場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.区間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.指定する内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②借地により仮道路を設ける場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.区間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.借地料等	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.維持補修内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③維持修繕の必要がある場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.区間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.維持補修内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
④仮道路に安全施設が必要な場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.必要な施設内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象区間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.対象期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他 (存置、撤去等わかるように明示)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑤地元対応等の特筆すべき事項の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象区間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑥当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

6. 工事用道路関係(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
3 一般道路を交通規制等により占用する場合			
①交通規制を行う場合の関係機関協議の有無の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.協議機関	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象区間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.対象期間・時間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.規制内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
4 他工事と工事用道路を共有する場合			
①他工事と工事用道路を共有する場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.共有する他工事	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.工事用道路の管理者	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.共有する区間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.配慮事項	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
5 工事用道路の使用に制限がある場合			
①工事用道路に制限がある場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.対象区間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象期間・時間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.制限内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

7. 仮設備関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 他の工事に引き継ぐ場合			
①引き渡し条件の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.仮設備の名称	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.引き継ぎ先の受注者	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.撤去・損料などの条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.維持管理条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.引き渡し等の時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.構造等安全性確認や検査の実施日時	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
g.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第83条
a.内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 引き継いで使用する場合			
①引き継ぎ条件の明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第83条
a.内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.時期	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.条件	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d.その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第83条
a.内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3 構造及び施工方法を指定する場合			
①構造及び施工方法の条件を明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第83条
a.対象物	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.存置期間	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.規模・規格・数量等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d.施工方法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
e.その他			
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第83条
a.内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

7. 仮設備関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
4 設計条件を指定する場合			
①仮設備の設計条件を指定する場合の条件明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第83条
a.対象物	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.設計条件	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
②指定仮設がある場合の条件明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第83条
a.対象物	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.指定条件	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第83条
a.内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5 除雪が必要となる場合			
①除雪が必要な場合の条件明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.対象箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.対象期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.制限内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

8. 建設副産物関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 建設副産物を搬出する、特定建設資材・再生材を使用する工事の場合			
①建設副産物情報交換システムの活用の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②建設副産物実態調査の対象工事の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③建設発生土情報交換システム登録対象の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
④再生資材の活用の明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第22条
a.資材名	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.規格	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.使用箇所	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d.その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑤特定副産物の搬出の明示 (特定建設資材の分別解体等・再資源化等の条項で記載していれば不要)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第22条
a.対象	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.受入場所	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.受入時間帯	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d.仮置き場	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
e.搬出調書等	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑥建設リサイクル法対象工事の明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第23条
a.種類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.分別解体等の方法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑦指定副産物の指定再資源化施設へ搬出明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第22条
a.種類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第37条
b.再資源化施設	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.中間処理場	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.最終処理場	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.受入時間	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑧当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第22条
a.内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

8. 建設副産物関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
2 建設発生土及び建設汚泥処理土			
①他工事の箇所へ搬出する場合の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.搬出箇所・距離	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.搬出先工事名	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.搬出先の受入条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
3 建設廃棄物の種類と発生量			
①取扱及び処理方法の違う種別毎の廃棄物を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.種別	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.種類	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.発生量	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
4 処理施設等への運搬経路・方法等の規制・制限			
①処理施設等の条件明示(1)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.種類	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.運搬経路	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.運搬方法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
①処理施設等の条件明示(2)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.種類	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.運搬経路	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.運搬方法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②仮置きが必要な場合の内容明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

8. 建設副産物関係(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
5 中間・最終処理場			
①指定副産物の指定再資源化施設へ搬出明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.種類	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.再資源化施設	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.中間処理場	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.最終処理場	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.受入時間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
6 他工事からの建設発生土を利用する場合			
①他工事から発生する土を利用する場合の条件明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.他工事情報	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.受入条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.受入時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
7 土壌汚染対策法の届出について			
①土壌汚染対策法で規定する一定規模(3,000m ²)以上の土地の形質変更を伴う対象工事である場合の県知事等への届出等の明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.対象の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.場所・範囲・面積	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.該当工種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.発生量	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

8. 建設副産物関係(4)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
8 スtockヤード(又は土取り場)の建設発生土を利用する場合			
①ストックヤード(又は土取り場)の建設発生土に関する利用の明示。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.ストックヤード(又は土取り場)箇所・距離	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.ストックヤード(又は土取り場)からの建設発生土の土質条件(改良の必要性の有無)等	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.ストックヤード(又は土取り場)の管理者(工事名等)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.利用時期(土日祝の利用の可否含む)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.利用時間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.他工事利用件数	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
g.利用台数の制限がある場合の制限内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
h.その他(交通誘導警備員配置、工事用道路(敷鉄板)設置等)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

9. 工事支障物件関係

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 占用物件等の工事支障物件がある場合			
①工事支障物件の明示(1)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.物件名	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.物件管理者(連絡先等)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.物件位置	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.物件管理者との協議状況	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.移設時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
①工事支障物件の明示(2)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.物件名	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.物件管理者(連絡先等)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.物件位置	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.物件管理者との協議状況	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.移設時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
①工事支障物件の明示(3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.物件名	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.物件管理者(連絡先等)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.物件位置	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.物件管理者との協議状況	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.移設時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

10. 薬液注入関係

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 薬液注入を行う場合			
①薬液注入の条件明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.設計条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.工法区分	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.材料種類	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.施工範囲	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.削孔数量・延長	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.注入量・注入圧	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
g.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②注入の管理の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.注入圧・速度	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.注入順序	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.ステップ長	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.材料(購入・流通経路等)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.ゲルタイム	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.配合	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
③産業廃棄物が発生した場合の処分方法の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
④地下埋設物がある場合の防護方法の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑤当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
2 周辺環境影響調査を行う場合			
①周辺環境影響調査の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.調査内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.調査箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.調査回数	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

11. その他(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 工事中資機材の保管及び仮置きが必要な場合			
①仮置きが必要な資機材の内容を明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第83条
a.資機材の種類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b.数量	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c.保管・仮置き場所	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d.期間	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
e.保管方法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.積込・運搬方法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
g.機械の分解・組立等ある場合の回数	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
h.その他			
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第83条
a.内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 工事現場発生品がある場合			
①現場発生品の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.品名・数量	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.再使用の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.引き渡し時期・場所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.品質検査	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.運搬方法・費用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
3 支給品・貸与品がある場合			
①該当品の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.品名・数量	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.規格等	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.使用場所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.引き渡し場所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.返納方法等	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
f.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

11. その他(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
4 新技術・新工法・特許工法を指定する場合			
①新技術・新工法の内容の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.工法名称	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.施工場所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.施工条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
d.NETIS番号	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
5 指定部分の引渡しを行う場合			
①指定部分の内容の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.指定部分	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.引渡日	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.その他	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
6 部分使用を行う場合			
①部分使用の内容の明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.使用箇所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.使用条件	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.使用期間	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—
a.内容	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
7 給水の必要がある場合			
①給水内容の明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第45条
a.関係機関名	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
b.協議時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
c.取水箇所	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d.取水時期	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
e.取水方法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
f.その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第45条
a.内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

11. その他(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
8 コンクリート二次製品の活用			
①コンクリート構造物において、全体最適化の考えに基づき、コンクリート二次製品(プレキャスト)を活用する場合は、特記仕様書あるいは参考資料等にその内容を明示	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—

出水期施工に関する施工計画書標準的記載項目

番号	項目	※記載内容のポイント(参考)	備考
1.	出水期施工対象範囲	・図面、工程表を用いて出水期施工対象範囲を具体的に明示	
2.	施工手順	・出水期施工対象範囲の具体的な施工手順を明示 ・有事の機能回復に配慮した部分施工を行う範囲及び手順等を記載	
3.	情報収集・把握	・待避や機能回復等の判断基準となる水位や雨量等の具体的な情報収集の手段を記載	
4.	退避基準	・機能回復措置及び待避を開始する水位、雨量、台風等の判断基準及び待避完了目標を記載 ・退避準備のための体制を確保する時期等を記載。	
5.	退避方法・ルート	・退避対象となる具体的な資機材リスト記載。 ・退避を行うための資機材、労務等(体制)を具体的に記載 ・退避先及び具体的なルートを記載 ・退避に要する時間を待避基準との関係が解るよう具体的に記載	
6.	退避体制及び連絡系統	・機能回復措置及び待避に要する具体的な人員及びその連絡系統を記載	
7.	防災措置	・流出防止措置の具体的な方法を記載 ・部分施工箇所機能回復を行う具体的な方法を記載	
8.	出来高確認の時期・方法	・出水等の前に出来高確認を行う時期を具体的に記載 ・出水等の前に実施する出来高確認の方法を具体的に記載(発注者立ち会いによる確認の他、受注者の自主確認方法も含む)	

V E 提 案 書

(発注者) 殿

(受注者)

工事請負契約書第19条の2に基づきVE提案書を提出いたします。

工事件名： 契約締結日：	連絡者 氏 名 TEL FAX	
VE提案の概要 <div style="float: right; text-align: right; margin-top: 10px;"> 注) 記入欄が不足する場合には、様式－6(1)の2として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。 </div>		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式-6(2)

番 号		項 目 内 容	
-----	--	---------	--

(1) 設計図書の定める内容と、VE提案の内容の対比	
【現状】 ----- 略図等	【改善案】 ----- 略図等

(2) 提案理由

(3) VE提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(5) その他

様式－６（４）

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

（１）工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項

（２）V E提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

号
平成 年 月 日

V E 提 案 採 否 通 知 書

〇 〇 〇 〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 印

特記仕様書「〇 V E 提案について」に基づき、平成 年 月 日付けで提出され
ました V E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契 約 締 結 日 :		V E 提 案 項 目 数 : 採 用 項 目 数 : 不 採 用 項 目 数 :
V E 提 案 に 対 す る 「 採 否 」 及 び そ の 理 由		
番 号	項 目 内 容	概 算 低 減 額 : 千 円

(注) 採否に関する問い合わせ先

ISO9001 認証取得活用監督業務等申請書

平成 年 月 日

総括監督員
関東地方整備局
〇〇〇〇事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 代表者印

〇〇〇〇建設工事について、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いを受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 工 事 名 〇〇地区改良工事
2. 契約締結日 平成 年 月 日
3. 工 期 自：平成〇〇年〇月〇日 至：平成〇〇年〇月〇日
4. 添付書類
 - ① ISO9001 認証の取得に係る登録証の写し
 - ② ISO9001 の審査に係る直近の審査報告書の写し
 - ③ ②の審査における合否判定結果の写し
 - ④ 本工事を担当する内部組織がISO9001 認証を取得していることを示す書類
 - ⑤ ISO9001 認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類
 - ⑥ 平成〇〇年度及び平成〇〇年度に完成した地方整備局の所掌する全ての土木工事（又は営繕工事）の工事成績評定通知書の写し
 - ⑦ ⑥に該当工事が無い場合は、ISO9001 認証の取得以降における地方整備局の所掌する直近の工事成績評定通知書の写し

ISO9001 認証取消し等申出書

平成 年 月 日

総括監督員
関東地方整備局
〇〇〇〇事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 代表者印

平成〇〇年〇月〇日付けで承認された「〇〇〇〇地区改良工事」に関する ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いについては、下記により品質マネジメントシステムの継続が困難であることを申出ます。

記

1. 申出の内容

- (例1) ISO9001 認証の取消し
- (例2) ISO9001 の定期（更新）審査で不適合
- (例3) ISO9001 審査登録機関の認定の取消し
- (その他、具体的に)

2. 添付書類

- (例) 申出の内容に応じて
 - ① ISO9001 認証の取消し通知の写し
 - ② ISO9001 の審査に係る審査報告書（合否判定結果）の写し

別添様式－８－１

テストハンマーによる強度推定調査票（１）

工事名	
受注者名	
構造物名	（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）
現場代理人名	
主任技術者名	
監理技術者名	
測定者名	

位置	測定NO		
構造物形式			
構造物寸法			
竣工年月日	平成	年	月 日
適用仕様書			
コンクリートの種類			
コンクリートの設計基準強度	N/mm ²	コンクリートの呼び強度	N/mm ²
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から km		
周辺環境①	工場、住宅・商業地、農地、山地、その他（ ）		
周辺環境②	普通地、雪寒地、その他（ ）		
直下周辺環境	河川・海、道路、その他（ ）		
構造物位置図（１／５０００を標準とする）			
添付しない場合は （別添資料－〇参照）と記入し、資料提出			

テストハンマーによる強度推定調査票（２）

構造物名 （工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）

一般図、立面図等

添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、
資料提出

テストハンマーによる強度推定調査票（３）

構造物名（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）

全景写真

添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、
資料提出

テストハンマーによる強度推定調査票（４）

構造物名 （工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）

調査箇所	①	②	③	④	⑤
推定強度 (N/mm ²)					
反発硬度					
打撃方向 (補正值)	()	()	()	()	()
乾燥状態 (補正值)	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥 ・湿っている ・濡れている ()	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥 ・湿っている ・濡れている ()	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥 ・湿っている ・濡れている ()	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥 ・湿っている ・濡れている ()	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥 ・湿っている ・濡れている ()
材齢	日	日	日	日	日
	()	()	()	()	()
推定強度結果の最大値					N/mm ²
推定強度結果の最小値					N/mm ²
推定強度結果の最大値と最小値の差					N/mm ²

テストハンマーによる強度推定調査票（５）

構造物名 （工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）

強度測定箇所

添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、
資料提出

別紙様式ー 9

テストハンマーによる強度推定調査票 (6)

ー コア採取による圧縮強度試験 ー

コンクリートの圧縮試験結果

材齢 28 日圧縮強度試験	1 本目の試験結果	
同	2 本目の試験結果	
同	3 本目の試験結果	
同	3 本の平均値	
〔備 考〕		

ひび割れ調査票（１）

工事名	
受注者名	
構造物名	（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）
現場代理人名	
主任技術者名	
監理技術者名	
測定者名	

位置	測定NO		
構造物形式			
構造物寸法			
竣工年月日	平成	年	月 日
適用仕様書			
コンクリートの種類			
コンクリートの設計基準強度	N/mm ²	コンクリートの呼び強度	N/mm ²
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から km		
周辺環境①	工場、住宅・商業地、農地、山地、その他（ ）		
周辺環境②	普通地、雪寒地、その他（ ）		
直下周辺環境	河川・海、道路、その他（ ）		
<p>構造物位置図（１／５００００を標準とする）</p> <p>添付しない場合は （別添資料－〇参照）と記入し、資料提出</p>			

ひび割れ調査票（２）

構造物一般図

添付しない場合は
（別添資料－○参照）と記入し、
資料提出

ひび割れ調査票（３）

ひび割れ	有，無	本数：１～２本，３～５本，多数
		ひび割れ総延長 約 m
		最大ひび割れ幅（○で囲む） 0.2 mm以下，0.3 mm以下， 0.4 mm以下，0.5 mm以下， 0.6 mm以下，0.8 mm以下， _____ mm
		発生時期（○で囲む） 数時間～１日，数日，数10日以上，不明
		規則性：有，無
		形態：網状，表層，貫通，表層 or 貫通
		方向：主鉄筋方向，直角方向，両方向， 鉄筋とは無関係

ひび割れ調査票（４）

ひび割れ発生状況のスケッチ図

添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、
資料提出

ひび割れ調査票（５）

構造物名 （工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）

ひび割れ発生箇所の写真

添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、
資料提出

年月日：

品質証明書

工事名： _____

品質証明記事					
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名	印	記事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住所
氏名

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

作成時期	工事関係書類				工事関係書類の標準様式(案)(様式No)	作成書類の役割分担		発注者作成書類の位置付け		受注者作成書類の位置付け					工事書類作成記録の事前協議	備考	
	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出		監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子☆			紙◎
										発注者	受注者						
工事着手前	作成書類の役割分担	設計審査会での確認	1	【事例】工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	-	○									令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			2	【事例】関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	-	○										令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			3	【事例】土壤汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壤汚染対策法第4条1項	-	○		○								土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出
			4	【事例】概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	-	○		○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			5	【事例】概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】占用物件(〇〇〇)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	-	○										令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			6	【事例】設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	-	○				○						令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			7	【事例】設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の件うものや大規模な修正)	共通仕様書1-1-1-15	-	○		○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受注者間で協議し役割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)
	契約図書	設計図書	8	工事請負契約書	-	-	○										
			9	共通仕様書	-	-	○										
			10	特記仕様書	-	-	○										
			11	発注図面	-	-	○										
			12	現場説明書	-	-	○										
			13	質問回答書	-	-	○										
			14	工事数量総括表	-	-	○										
	契約関係書類	15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1		○			○							
		16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式-2		○			○						契約書を作成する全ての工事	
		17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3		○			○							
		18	掛金収納書(電子申請方式)	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式-4		○			○						電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。	
		19	建退保証証受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○					
		20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○					
		21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○					
		22	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○					
		23	掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○					
		24	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式-5		○			○							
		25	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6		○					○				契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。	
		26	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式-7		○			○						契約図書で規定された場合に提出する。	
		その他	27	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-4	-		○			○						該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
	28		再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-5	-		○			○						該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
	29		建設発生土搬出調書	特記仕様書	-		○			○							
	30		建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	-		○			○							
工事書類	1 施工計画	① 施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	-	○			○					工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。		
			32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	-	○			○							
			33	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	-	○				○						
			34	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	-	○				○						
			35	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	-	-	○				○					設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。	
	2 施工体制	② 施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	-	○			○						・「[施工体制台帳に係る書類の提出について]」の一部改正について(令和3年3月5日付け国官技第319号、国官整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の警備業以外は不要	
			37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	-	○			○							
			38	作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	-	○			○							
施工中	3 施工状況	③ 施工管理	39	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式-9	○										
			40	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式-9	○			○						協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。	
			41	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式-9	○			○							
			42	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式-9	○			○							
			43	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式-9	○			○							
			44	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9	○			○							
			45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式-10	○			○						設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要	
			46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	-	○				○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。	

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工事関係書類					工事関係書類の標準様式(案)(様式No.)	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置付け						工事書類作成の事前協議		備考		
作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示		提出		監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子☆	紙◎			
								受注者	発注者	監督職員	契約担当課						発注担当課	受注者保管
工書書類	3 施工状況	③ 施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式-11	○			○						・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。		
			48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式-12	○			○							・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
			49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	-	○						○					ASP、電子メールなどにより連絡する。ただし、現道上の工事については「提出」とする。
		50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	-	○							○				監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。	
		51	工事事務速報	共通仕様書1-1-1-30	様式-13	○				○			○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を直ちに速やかに報告する。	
		52	工事事務報告書	共通仕様書1-1-1-30	-	○				○			○				事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。	
	④ 安全管理	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式-14	○				○							工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。	
		54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	-	○				○							指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。	
	施工中	中間前払金	55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15	○				○							
			56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5	○				○							
			57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16	○				○							
			58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17	○				○							
			59	請求書(指定部分完成前払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5	○				○							
			60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18	○				○							
既済部分検査		61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19	○												
		62	出来形報告書(数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	-	○				○							中間技術検査時にも提出する。	
		62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18	○				○								
修補		63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5	○					○							
		64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21	○					○							
部分使用		65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22	○					○						部分使用がある場合に提出する。	
		66	工期延期届	工事請負契約書第18条~22条	様式-23	○					○						工期延期が発生する場合に提出する。	
支給品		67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24	○				○							支給品を受領した場合に提出する。	
	68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式-25	○				○							支給品がある場合に提出する。		
建設機械	69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式-26	○				○							建設機械の貸与がある場合に提出する。		
	70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27	○				○							建設機械の貸与がある場合に提出する。		
現場発生品	71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式-28	○					○						現場発生品がある場合に提出する。		
	72	出来形報告書(数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	-	○					○						既済部分検査等の際に提出する。		
その他	73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	-	○						○					産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。		
	74	建設発生土搬出届書	特記仕様書	-	○						○							
	75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	-	○						○							
	76	新技術活用関係資料	特記仕様書	-	○							○				新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。		
工事完成時	契約関係書類	77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29	○					○							
		78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30	○					○							
		79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5	○					○							
	工事書類	80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-31	○					○						・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-32	○					○						・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		82	品質証明書	特記仕様書	様式-33	○					○						・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要	
		83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	-	○					○						・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。	
		84	総合評価実施報告書	特記仕様書	-	○					○						総合評価実施方式を適用して契約した場合に提出する。	
	工事完成図書	85	創意工夫・社会性に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式-34	○					○						自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。1工事につき最大10項目までの提出とする。	
		86	工事完成図書	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	-	○					○						・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
その他	87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	-	○					○						・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。		
	88	再生資源利用実施書-建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-6	-	○					○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
成後	その他	89	再生資源利用促進実施書-建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-6	-	○				○						該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
		90	低入札価格調査(開投工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	-	○	○				○					「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。		

工期通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	平成 年 月 日
工 事 の 始 期	平成 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (〇〇〇日間) 平成 年 月 日 まで

※工事の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。